

各 位

東京労働局労働基準部長

(公 印 省 略)

溶接ヒュームにかかる特定化学物質障害予防規則等の改正に伴う

WEB セミナーの開催について

日頃より労働基準行政の運営につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。）では、化学物質について、労働者に健康障害を生じさせるおそれのあるものについては、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づき、必要な規制を行っております。

今般、新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下、「特化則」という。）等が改正されることとなり、令和 2 年 4 月 22 日に公布されました。

改正特化則のうち、溶接ヒュームにかかる規制は改正内容が多岐に渡る上、施行時期も改正項目により令和 3 年 4 月 1 日施行のものや令和 4 年 3 月末日まで経過措置があるものがあるため、この度、下記のとおり、「WEB による改正特定化学物質障害予防規則セミナー」を開催することと致しましたので、会員事業場への周知及び視聴勧奨のほどよろしくお願いいたします。

## 記

溶接ヒュームにかかる改正特定化学物質障害予防規則セミナー

1 視聴方法 下記の東京労働局ホームページ等にアクセス

- ・東京労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\\_topics/event/newpage\\_00051.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/event/newpage_00051.html)

- ・厚生労働省 YouTube チャンネル URL

<https://www.youtube.com/watch?v=LiG9bxMm4TI>

2 掲載期間 令和 3 年 9 月末日まで（予定）



お問い合わせ先 担当部署：東京労働局労働基準部健康課  
〒102-8306 東京都千代田区九段南 1-2-1 13 階  
電話 03-3512-1616（直通）  
担当：大桑（おおくわ）、長田（おさだ）